| 寄附行為標準例書き分け整理表  ※●部分は、学校法人の名称等に合わせて適宜修正願います。 | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| 条文 | 寄附行為標準例（理事選任機関が評議員会で、新たな組織を規定しない場合） | 左記の例以外のパターンで記載する場合の例 | |
| 表題 | 学校法人　●●学園寄附行為 |  |  |
| 第１章 | 総則 |  |  |
| （名称）  第１条 | この法人は、学校法人●●学園と称する。 |  |  |
| （事務所）  第２条 | この法人は、事務所を宮城県●●市●●丁目●●番地に置く。 |  |  |
| 第２章 | 目的及び事業 |  |  |
| （目的）  第３条 | この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、●●な人材を育成することを目的とする。 | **※　幼稚園型認定こども園を設置する法人の場合**  **※　学校（第４条各号・幼稚園型認定こども園）の他に幼保連携型認定こども園を設置する法人の場合**  　　この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、●●な人材を育成することを目的とする。 | **※　幼保連携型認定こども園のみを設置する法人の場合**  この法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、●●な人材を育成することを目的とする。 |
| （設置する学校）  第４条 | この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。  （１）　●●高等学校　全日制課程　●●科  （２）　　　　　　　　定時制課程　●●科  （３）　　　　　　　　通信制課程　（広域）●●科  （４）　●●中学校  （５）　●●小学校  （６）　●●幼稚園  （７）　●●専修学校　●●高等課程　●●専門課程  （８）　●●各種学校  （９）　●●認定こども園 | ※　各学校法人が設置する学校又は認定こども園を記載すること |  |
| （収益事業）  第５条 | この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。  （１）　●●●●業  （２）　●●●●業 | ※　収益事業を実施しない場合は、この条項を規定しないこと | ※　収益事業の種類は、私立学校法等施行細則（昭和５３年４月１日宮城県規則第２５号）第３条及び別表第一に規定されているので、確認の上で寄附行為に規定すること。 |
| 第３章 | 機関の設置 |  |  |
| （役員及び評議員の設置）  第６条 | この法人に、次の役員を置く。  （１）　理事　●名  （２）　監事　●名  ２　この法人に、評議員●名を置く。 | **※　定数に一定の幅を持たせる場合**  この法人に、次の役員を置く。  （１）　理事　●名以上●名以内  （２）　監事　●名  ２　この法人に、評議員を置き、その数は●名以上●名以内とする。  ３　評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。 | ※　租税特別措置法に定める非課税の適用を受けるためには、  国税庁が適正に運営している法人と判断する基準として  理事６人以上、監事２人以上というものがある。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （理事選任機関）  第７条 | **※　評議員会を理事選任機関とする場合**  この法人の理事選任機関は、評議員会とする。  ２　理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。  ３　監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。  【国のQAから抜粋】法第２９条、３０条  Ｑ１：理事選任機関を定めるに当たってのポイントは何か。理事選任機関は理事会や評議員会でもよいのか。また、理事を学内選挙により選任することは可能か。  Ａ１：理事選任機関は、評議員会とすることをはじめ、各学校法人で様々になると想定していますが、理事の選任は評議員会の監視・監督機能を定期的に発揮させる重要な手段であることを踏まえ、理事選任機関に評議員を含めるなどの工夫により、理事会からの中立性を確保することが望ましいと考えます。理事会を理事選任機関とすることも可能ですが、今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断いただきたいと思います。学内選挙により理事を選任することも可能ですが、解任する場合の責任主体が不明確になることなどから、選挙結果を踏まえて評議員会が選任するといった方法や、何かしらの形で選任に責任を持つ機関（例えば理事選挙委員会など）を位置付けることが望まれます。  Ｑ３：理事選任機関を「評議員会」とする場合、理事選任機関である「評議員会」の運営方法は、私立学校法上の「評議員会」の運営方法によるのか。それとも独自にルールを定めることが可能か。  Ａ３：評議員会を理事選任機関とする場合、私立学校法上の「評議員会」の運営方法によります。評議員会のルールに従うため、原則として理事会が議題・議案を決定すること、原則として１週間前までに招集通知を発出する必要があること、決議要件を加重することはできないことなどに留意する必要があります。  Ｑ４：充て職理事の選任についてはどのように行うことになるのか。  Ａ４：今回の制度改正により、教学における役職者などについて、理事選任機関の選任行為無しで自動的に理事になることは不可能になります。校長理事についても、校長としての選任と理事としての選任は別個のものと考えていただき、それぞれの段階で適格性を判断した上で選任していただくことが必要となります。 | **※　独立した理事選任機関を置く場合**  この法人の理事選任機関の構成員は、理事●名、評議員●名、学外有識者●名とする。  ２　理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。  ３　理事選任機関の構成員の任期は、●年とする。  ４　理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。  ５　理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。  ６　理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。  ７　理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  ８　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第４項に規定する者をいう。以下この項及び第２９条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。  ９　理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。  【国のQAから抜粋】法第２９条、３０条  Ｑ８：理事選任機関に、設立母体の宗教法人などを位置付けてもよいのか。  Ａ８：理事選任機関は学校法人内に置かれる機関であり、その構成、運営等については寄附行為に定める必要があります。そのため、仮に理事の選任に設立母体の宗教法人を関与させたい場合には、単純に当該宗教法人を理事選任機関とする旨の規定だけでは不十分であり、当該宗教法人のうち、誰（役職など）が理事選任機関の構成員となり、どのように招集・決議が行われるかなどを寄附行為で定めることが必要になるものと考えます。  Ｑ１０：理事の選任にあたり、評議員会の意見を聴く、とあるが、評議員会の開催を想定しているのか。文書等で評議員に対し個別に意見を聴くということでは要件を満たさないのか。  Ｑ１０：評議員会の意見を聴くためには評議員会の開催が必要になります。  Ｑ１１：評議員会の意見は必ずしも反映させる必要はないということでよいか。  Ａ１１：評議員会の意見については、厳密な意味では法的拘束力があるものではありません。しかしながら、建設的な協働と相互けん制を確立することで実効性のあるガバナンス構造を構築するとの今回の制度改正の趣旨に鑑み、評議員会の意見を尊重することが望ましいと考えています。 | **※ 理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合**  この法人に、次の理事選任機関を置く。  （１）　理事会  （２）　評議員会  （３）　外部理事選任委員会  ２　理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。  （１）　理事会　全ての理事  （２）　評議員会　全ての評議員  （３）　外部理事選任委員会　学外有識者●名  ３　外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。  ４　外部理事選任委員会の構成員の任期は、●年とする。  ５　外部理事選任委員会は、外部理事選任委員会の決議によって定められた者が招集する。  ６　評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。  ７　評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。  ８　外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  ９　監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第５項に規定する者をいう。以下この項及び第２９条第１項第５号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。  １０　外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第４章 | 理事会及び理事 |  |  |
| 第１節 | 理事の選任及び解任等 |  |  |
| （理事の選任）  第８条 | **※　評議員会を理事選任機関とする場合**  理事は、次の各号に掲げる者とする。  （１）　校長（幼稚園長）のうちから評議員会において選任した者　●名  （２）　前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者　●名  ２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。  ３　理事選任機関は、理事の総数が●名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。  【国のQAから抜粋】法第３１条  Ｑ４：１つの学校のみを設置している学校法人の場合、新しく校長になる者が理事選任機関に理事としての選任を否決されてしまった場合はどうすればよいのか。  Ａ４：その場合には、さらに新たな校長を選任し、当該校長を理事選任機関に理事として選任してもらう必要があります。  Ｑ５：校長が１名である学校法人において、当該校長の任期が令和７年３月３１日までである場合、令和７年４月１日から校長となる者を理事に選任するため、令和６年度中の理事会において、事前に理事に選任しておくことは可能か。可能でない場合、どのような方法が考えられるか。  Ａ５：新制度下である令和７年４月１日から理事に就任する者について、旧制度下において選任行為を行うことは適切ではなく、出来る限り避けるべきであると考えています。考えられる対応方法としては例えば以下の２つの方法が考えられます。  ①　令和６年度中に理事会を開催し、令和７年４月１日に評議員会を開催することを決定する。その後、令和７年４月１日に評議員会を開催し、当該校長の理事選任についての意見聴取を行い、同日に理事選任機関において当該校長を理事として選任する。  ②　令和７年３月３１日付で現校長に校長及び理事を辞任していただき、令和７年３月３１日付で新校長及び理事を選任する（ただし、この場合、理事としての任期は最長でも令和９年度に開催される定時評議員会の終結の時までとなる）。 | **※　独立した理事選任機関を置く場合**  理事は、次の各号に掲げる者とする。  （１）　校長（幼稚園長）のうちから理事選任機関において選任した者　●名  （２）　前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者　●名  ２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。  ３　理事選任機関は、理事の総数が●名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。  ※　その職を退いた後も、理事の職を失わないとすることも可能（ただし、校長である理事が１人もいなくなることは、私立学校法第３１条第４項第１号に違反することに留意する必要がある）。 | **※ 理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合**  理事は、次の各号に掲げる者とする。  （１）　校長（幼稚園長）のうちから理事会において選任した者　●名  （２）　評議員会において選任した者　●名  （３）　外部理事選任委員会において選任した者　●名  ２　前項第１号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。  ３　理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。  【国のQAから抜粋】法第３１条  Ｑ２：改正後の役員・評議員の資格及び構成の要件に対応するため、理事と評議員の兼職を解消する場合、解消後、当該者は理事になるのか、評議員になるのか。  Ａ２：理事と評議員の兼職者について具体的にどのように処理するかについては、学校法人の判断に任せられ、理事とすることも評議員とすることも可能です。寄附行為変更の際の経過措置として定めておくことが考えられます。  Ｑ３：校長理事が校長や理事を退任した場合、同時に理事や校長も退任する必要があるのか。  Ａ３：校長の地位と理事の地位は別のものとして考えることとしており、必ずしも同時に退任する必要はありません。ただし、１つの学校のみを設置する学校法人の場合などには、校長である理事が不在となり法律に違反することになるため、以下のような対応が必要になります。  ・校長を退任した場合には、新たな校長を理事に選任する（なお、必ずしも理事も退任しなければならないわけではありません）  ・理事を退任した場合には、校長としても退任し、新たな校長を選任の上、当該校長を理事に選任する。なお、複数の校長が理事となっている場合は、校長である理事が１人いれば法律上は問題ありませんが、寄附行為に違反することとなる場合には、寄附行為違反状態を解消するための対応が必要になります。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （理事の資格及び構成）  第９条 | 理事の選任に当たっては、私立学校法第３１条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。 |  | （理事の資格及び構成）  第３１条　次に掲げる者は、理事となることができない。  （１）　法人  （２）　心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの  （３）　学校教育法第九条各号のいずれかに該当する者  （４）　この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者  （５）　学校法人が第１３５条第１項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前３０日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から２年を経過しないもの  ２　第３３条第３項若しくは第４８条第２項の訴えに基づく確定判決によって学校法人の役員を解任され、又は第１３３条第１０項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から２年を経過しない者（第４６条第１項第２号及び第６２条第２項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。  ３　理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。  ４　理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。  （１）　当該学校法人の設置する私立学校（２以上の私立学校を設置する学校法人にあっては、そのいずれか１以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第３６条第３項第３号において同じ。）  （２）　その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者  ５　理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。  ６　理事は、他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は３親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。  ７　他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。 |
| （理事の任期）  第１０条 | 理事の任期は、選任後●年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。  ２　理事は、再任されることができる。 | ※　理事の任期は最大４年 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （理事の解任及び退任）  第１１条 | **※　評議員会を理事選任機関とする場合**  理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。  （１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき  （２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき  （３）　理事としてふさわしくない非行があったとき  ２　理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から３０日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。  ３　理事は次の事由によって退任する。  （１）　任期の満了  （２）　辞任  （３）　死亡 | **※　評議員会以外の理事選任機関がある場合**  　　理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。  （１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき  （２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき  （３）　理事としてふさわしくない非行があったとき  ２　理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。  ３　前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から二週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から二週間を経過した日から三十日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。  ４　理事は次の事由によって退任する。  （１）　任期の満了  （２）　辞任  （３）　死亡 |  |
| （理事に欠員を生じた場合の措置）  第１２条 | 理事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。  ２　理事のうち、その定数の５分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。 |  |  |
| 第２節 | 理事会及び理事の職務等 |  |  |
| （理事会の構成）  第１３条 | 理事会は、全ての理事で組織する。 |  |  |
| （理事会の権限）  第１４条 | 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （理事の職務）  第１５条 | **※　代表業務執行理事も業務執行理事も置かない場合**  　　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。  ２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。  ３　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。  ※代表業務執行理事と業務執行理事について、将来的に置くことを想定し、置くことができる規定とする場合  理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。  ２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。  ３　理事（理事長を除く。）のうち●名以内を代表業務執行理事とすることができる。代表業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。  ４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち●名以内を業務執行理事とすることができる。業務執行理事、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。  ５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。  ６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。  ７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。 | **※　代表業務執行理事のみを置く場合**  　　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。  ２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。  ３　理事（理事長を除く。）のうち●名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。  ４　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。  ５　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。  ※　理事長に事故があるときに、理事長の内部的な職務を行う者をあらかじめ定めておく場合には、例えば以下のように規定すること（ただし、この規定により新たに代表権を付与することはできないため、代表権の行使については、寄附行為で定められた範囲内で代表業執行理事が行う必要があることに留意すること）。  ８　理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務（理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。）を行う。  】  ※　代表業務執行理事を別な名称（例：代表業務執行理事を学園長）とする場合、以下のような規定を追加することが必要となる。  ３　理事（理事長を除く。）のうち１名を学園長とし、理事会の決議によって選定する。学園長を解職するときも、同様とする。  ４　学園長をもって私立学校法第３７条第３項の代表業務執行理事とする。  以下項を繰り下げる  （業務執行理事（私立学校法第３７条第４項）を別な名称とする場合も同様に規定すること） | **※　代表業務執行理事も業務執行理事も置く場合**  　　理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。  ２　理事のうち１名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。  ３　理事（理事長を除く。）のうち●名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。  ４　理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうち●名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。  ５　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。  ６　代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。  ７　業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。  ※　代表業務執行理事又は業務執行理事を別な名称とした場合、法律上の呼称と別な名称が混在しないよう、以下の条に定める呼称を全て統一する必要がある。 |
| （代表権の制限）  第１６条 | **※　代表業務執行理事を置かない場合**  理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。 | **※　代表業務執行理事を置く場合**  理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。 |  |
| （理事の報告義務）  第１７条 | **※　代表業務執行理事も業務執行理事も置かない場合**  理事長は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 | **※　代表業務執行理事のみ置く場合**  理事長及び代表業務執行理事は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 | **※　代表業務執行理事も業務執行理事も置く場合**  理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第３節 | 理事会の運営 |  |  |
| （招集）  第１８条 | 理事会は、理事長が招集する。  ２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。  ３　理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。  ４　理事長が、前項の請求のあった日から５日以内に、その請求の日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。  ５　理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。  ６　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。  ７　前２項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 | ※　招集通知の発出期限を１週間より短縮することも可能。  ※　理事長以外の理事を招集担当とすることも可能。  　　その場合、第２項、第３項及び第４項の理事長に当たる部分を修正する必要が生じる |  |
| （運営）  第１９条 | 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。  ２　前条第２項及び第４項並びに第２９条第２項の規定により理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。 | ※　理事長以外の理事を議長とすることも可能。 |  |
| （決議）  第２０条 | 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  ２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。  （１）　この寄附行為の変更  （２）　予算及び事業計画の作成又は変更  （３）　基本財産の処分  （４）　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄  （５）　残余財産の帰属者の決定  （６）　収益を目的とする事業に関する重要な事項  ３　前２項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。  （１）　私立学校法第１０９条第１項第１号に定める事由による解散  （２）　この法人の合併  ４　理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。 | ※　収益事業を行わない場合には、第６号は規定しなくてもよいが、将来的に実施することもできるように規定しておくことは差し支えない。  ※　第２号から第６号に規定する事項については、各学校法人の判断で、第３項に規定することも可能。  ※　第２号から第６号に規定する事項を特別決議としないことも可能。  ※　第２項、第３項について、３分の２を上回る割合とすることも可能  【国のQAから抜粋】法第４１条  Ｑ１：理事会のオンライン開催や書面開催は可能なのか。  Ａ１：オンライン開催は可能ですが、理事会は単に議決を行うための機関ではなく、理事が議題について相互に意見交換を行うことにより学校法人の業務執行の意思決定を行うことが期待されるものですので、書面開催は認められません。ただし、理事会を開催した上で、一部の出席者について書面やメールによる意思表示を認めることは可能です。  法第４２条  Ｑ１：理事会の議長は理事長になるのか。議長に議決権はあるのか。  Ａ１：理事会の議長の役割は、基本的に理事長が担うこととなると考えています。議長であることによって議決権等の議決に関する権限が変わるものではなく、理事としての議決権を有することになるのみとなります。  Ｑ２：理事会の決議について、他の理事に委任することは可能か。その際、白紙委任も可能か。  Ａ２：賛否を明らかにした上で書面で議決権を行使することは可能ですが、理事はその個々人の能力等を信託して委任契約を締結する者である以上、他人に委任することはできないものと考えられます。  ※　「可否同数の場合は、議長の決するところによる」旨の規定は適当ではない。 | （解散事由）  第１０９条　学校法人は、次に掲げる事由によって解散する。  （１）　理事会の決議による決定  （２）　寄附行為に定めた解散事由の発生  （３）　目的たる事業の成功の不能  （４）　学校法人又は第１５２条第５項の法人との合併  （５）　破産手続開始の決定  （６）　第１３５条第１項の規定による所轄庁の解散命令  ２　理事会は、前項第１号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。  ３　第１項第１号及び第３号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。  ４　所轄庁は、前項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。  ５　清算人は、第１項第２号又は第５号に掲げる事由によって解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。 |
| （業務の決定の委任）  第２１条 | 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。 |  |  |
| （議事録）  第２２条 | **※　議事録署名担当を定める場合**  理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。  ２　議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事２人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第４７条第２項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から１０年間、これを事務所に備えて置かなければならない。 | **※　第２項を出席した理事全員と規定する場合**  理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。  ２　議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第４７条第２項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から１０年間、これを事務所に備えて置かなければならない。 |  |
| 第５章 | 監事 |  |  |
| 第１節 | 選任及び解任等 |  |  |
| （監事の選任）  第２３条 | 監事は、評議員会の決議によって選任する。  ２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。  ３　評議員会は、監事の総数が●名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。 |  |  |
| （監事の資格）  第２４条 | 監事の選任に当たっては、私立学校法第３１条第３項及び第６項並びに第４６条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。 |  | （理事の資格及び構成）  第３１条　１～２　略  ３　理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。  ４～５　略  ６　理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。  ７　略  （監事の資格）  第４６条　次に掲げる者は、監事となることができない。  （１）　第３１条第１項各号に掲げる者（※　寄附行為標準例第９条参照）  （２）　被解任役員  ２　監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。  ３　監事は、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。 |
| （監事の任期）  第２５条 | 監事の任期は、選任後●年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。  ２　監事は、再任されることができる。 | ※　監事の任期は最大６年まで可能、かつ、理事の任期以上の任期設定が必要 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （監事の解任及び退任）  第２６条 | 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。  （１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき  （２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき  （３）　監事としてふさわしくない非行があったとき  ２　監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から３０日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。  ３　監事は次の事由によって退任する。  （１）　任期の満了  （２）　辞任  （３）　死亡 |  |  |
| （監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）  第２７条 | 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。  ２　監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。  ３　監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。  ４　監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。  ５　理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。 |  |  |
| （監事に欠員を生じた場合の措置）  第２８条 | 監事は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。  ２　監事のうち、その定数の２分の１を超えるものが欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第２節 | 職務等 |  |  |
| （監事の職務）  第２９条 | 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。  （１）　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。  （２）　この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後３月以内に理事会及び評議員会に提出すること。  （３）　理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。  （４）　この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに宮城県知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。  （５）　前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。  （６）　前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務  ２　前項第５号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。 |  |  |
| （調査権限等）  第３０条 | **※　子法人がない場合**  監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。  ２　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。 | **※　子法人がある場合**  監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。  ２　監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。  ３　監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。 |  |
| （理事の行為の差止め）  第３１条 | 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 |  |  |
| 第６章 | 評議員会及び評議員 |  |  |
| 第１節 | 評議員の選任及び解任等 |  |  |
| （評議員の選任）  第３２条 | **※　評議員会で評議員を選任する場合**  評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。  （１）　この法人の職員のうちから選任した者　●名  （２）　この法人の設置する学校（幼稚園）を卒業した者で年齢２５年以上のもののうちから選任した者　●名  （３）　学識経験者のうちから選任した者　●名  ２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。  ３　評議員会は、評議員の総数が●名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。  ４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。  ５　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。  【国のQAから抜粋】法第６１条  Ｑ１：評議員の選任方法は寄附行為で定めればどのような方法であっても可能なのか（例えば、理事長の指名、外部団体の指名、寄付金の多い者、寄附行為において具体的に指定するなど）  Ａ１：評議員の選任方法は各学校法人の寄附行為に委ねられるところですが、諮問機関・監視機関である評議員会の構成員としてふさわしい者を選任することができる適切な選任方法としていただく必要があると考えており、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、各学校法人の規模や特性に応じて、教職員、卒業生、保護者、地域住民、有識者などバランスの取れた多様な構成とすることが望ましいと考えます。  また、理事・理事会が選任する評議員は評議員の総数の１／２を超えることはできません。  ※　評議員会が理事選任機関で、評議員の選任及び解任に関する必要な事項が寄附行為で定められている場合には、評議員選任・解任規程を設ける必要はないため、５項は削除 | **※　左記の場合で、各選任区分の定数は「○名以上」「○名以内」などと規定することも可能**  評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。  （１）　この法人の職員のうちから選任した者　●名以内  （２）　この法人の設置する学校（幼稚園）を卒業した者で年齢２５年以上のもののうちから選任した者　●名以上  （３）　学識経験者のうちから選任した者　●名以内  ２　前項第１号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。  ３　評議員会は、評議員の総数が●名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。  ４　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。  ５　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。  ※　評議員の選任・解任の方法は、法令の資格及び構成の要件を満たす限り、学校法人の判断に委ねられていること。  ※　職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能。  （ただし、職員評議員が１人もいなくなることは、私立学校法第６２条第３項第１号に違反することに留意する必要がある。） | **※　充て職や複数の機関で評議員を選任する場合**  評議員は、次の各号に掲げる者とする。  （１）　この法人の職員で評議員会において選任した者 ●名  （２）　●●学校校長（●●幼稚園長）  （３）　この法人の設置する学校（幼稚園）を卒業した者で年齢２５年以上のもののうちから、評議員会において選任した者　●名  （４）　学識経験者のうちから、第４号評議員選任委員会において選任した者　●名  ２　前項第１号及び第２号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。  ３　第１項第２号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。  ４　第４号評議員選任委員会は、学外有識者、●名で構成する。  ５　評議員会及び第４号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第１項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。  ６　評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。  ７　法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （評議員の資格）  第３３条 | 評議員の選任に当たっては、私立学校法第３１条第３項及び第６項、第４６条第２項及び第３項並びに第６２条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。 | （理事の資格及び構成）  第３１条　１～２　略  ３　理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。  ４～５　略  ６　理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。  ７　略  （監事の資格）  第４６条　１　略  ２　監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。  ３　監事は、他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。  （評議員の資格及び構成）  第６２条　第３１条第１項各号に掲げる者は、評議員となることができない。  ２　被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。  ３　評議員には、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあっては、当該者がある場合に限る。）が含まれなければならない。  （１）　当該学校法人の職員  （２）　当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢２５年以上のもの（前号に掲げる者を除く。）  ４　評議員は、他の２人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。  ５　評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。  （１）　第３項第１号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の３分の１を超えないこと。  （２）　理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の２分の１を超えないこと。  （３）　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超えないこと。 |  |
| （評議員の任期）  第３４条 | 評議員の任期は、選任後●年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。  ２　評議員は、再任されることができる。 | ※　評議員の任期は最大６年、かつ、理事の任期以上であることが必要 |  |
| （評議員の解任及び退任）  第３５条 | 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。  （１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき  （２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき  （３）　評議員としてふさわしくない非行があったとき  ２　評議員は次の事由によって退任する。  （１）　任期の満了  （２）　辞任  （３）　死亡  ３　評議員は、第６条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。 | ※　評議員の解任方法は、原則として選任したものが解任できるものとすること。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第２節 | 評議員会及び評議員の職務等 |  |  |
| （評議員会の構成）  第３６条 | 評議員会は、全ての評議員で組織する。 |  |  |
| （評議員会の職務等）  第３７条 | 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。  ２　理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。  （１）　重要な資産の処分又は譲受け  （２）　多額の借財  （３）　予算及び事業計画の作成又は変更  （４）　役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更  （５）　収益事業に関する重要事項  （６）　私立学校法第２３条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第１５号までに定める事項を除く寄附行為の変更  （７）　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄  （８）　寄附金品の募集に関する事項  （９）　その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの  ３　評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。  （１）　私立学校法第２３条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第１５号までに関する寄附行為の変更  （２）　私立学校法第１０９条第１項第１号に定める事由による解散  （３）　合併 | ※　評議員会を理事選任機関とする場合、第１項の本文を「評議員会は、理事選任機関として理事の選任を行うととともに、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。」といった規定にすることも可能。  ※　これらについて、評議員会の決議事項とするかどうかは、各学校法人の判断に委ねられていること（ただし、決議事項としない場合は、第二項で規定する意見聴取事項に位置付けることが必要であること）。  ※　第２項各号に掲げる事項については、各学校法人の判断で、評議員会の決議事項とすることも可能 | （寄附行為の認可）  第２３条　学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。  （１）　目的  （２）　名称  （３）　その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第５４条第３項（同法第７０条第１項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）  （４）　事務所の所在地  （５）　理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項  （６）　理事会の招集その他理事会に関する事項  （７）　監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項  （８）　評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項  （９）　評議員会の招集その他評議員会に関する事項  （１０）　理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項  （１１）　会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項  （１２）　資産及び会計に関する事項  （１３）　収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項  （１４）　解散に関する事項  （１５）　寄附行為の変更に関する事項  （１６）　公告の方法  ２～４　略  （解散事由）  第１０９条　学校法人は、次に掲げる事由によって解散する。  （１）　理事会の決議による決定  （２）～（６）　略  ２～５　略 |
| （理事の行為の差止めの求め）  第３８条 | 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第３１条の請求を行うことを求めることができる。  ２　前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 |  |  |
| （責任追及の訴えの求め）  第３９条 | 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。 |  |  |
| 第３節 | 評議員会の運営 |  |  |
| （開催）  第４０条 | **※　期限を定める例**  評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。 | **※　時期を定める例**  評議員会は、定時評議員会として毎会計年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。 | ※　定時評議員会は、原則として４月から６月までの一定の時期に開催すること。 |
| （招集）  第４１条 | 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。  ２　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。  ３　評議員の総数の３分の１以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の２０日前までにしなければならない。  ４　評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。  （１）　会議の日時及び場所  （２）　会議の目的である事項があるときは、当該事項  （３）　会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨  （４）　私立学校法施行規則で定める事項  ５　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。 | ※　理事長以外を招集権者にすることも可能。  ※　第２項及び第３項について、３分の１を下回る割合とすることも可能  ※　第３項について、２０日を下回る日数とすることも可能 |  |
| （評議員による招集）  第４２条 | 前条第２項の規定による請求があった日から２０日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、宮城県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。  ２　前項の評議員は、その全員の協議により、前条第４項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。  ３　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （監事による招集）  第４３条 | 第２９条第２項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第４１条第４項第１号、第２号及び第４号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。  ２　前項の通知は、会議の１週間前までに発しなければならない。 |  |  |
| （招集手続の省略）  第４４条 | 前３条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 |  |  |
| （運営）  第４５条 | 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。 |  |  |
| （決議）  第４６条 | 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  ２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。  （１）　監事の解任  （２）　私立学校法第９２条第１項に規定する決議  ３　前２項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。  ４　評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。 | ※　評議員会の決議要件は、法令の要件を加重又は軽減できない | （責任の一部免除）  第９２条　前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第８８条第１項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額（第９４条第１項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。  （１）　賠償の責任を負う額  （２）　当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額  イ　理事長　６  ロ　理事長以外の理事であって、次に掲げるもの　４  （イ）　代表業務執行理事及び業務執行理事  （ロ）　当該学校法人の業務を執行した理事（（イ）に掲げる理事を除く。）  （ハ）　当該学校法人の職員である理事  ハ　理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人　２  ２～４　略 |
| （議事録）  第４７条 | **※　署名する者を互選する場合**  評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。  ２　議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員２人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から１０年間、これを事務所に備えて置かなければならない。 | **※　署名を出席した評議員全てとする場合**  　　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。  ２　議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から１０年間、これを事務所に備えて置かなければならない。 |  |
| （役員の出席等）  第４８条 | **※　代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合**  　　理事長及び監事は、評議員会に出席しなければならない。  ２　理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。 | **※　代表業務執行理事を置く場合**  　　理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。  ２　理事長、代表業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。 | **※　代表業務執行理事及び業務執行理事を置く場合**  　　理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。  ２　理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第７章 | 理事会と評議員会の協議 |  |  |
| （理事会及び評議員会の協議）  第４９条 | **※　協議する組織を設置しない場合**  法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。  ２　全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。  ３　評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。 | **※　協議する組織を設置する場合**  法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から２０日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。  ２　理事・評議員協議会の構成員は、理事●名、評議員●名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。  ３　理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。  ４　理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。  ５　理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。  ６　理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。 | ※　理事・評議員協議会の決議要件は、加重することは可能  ※　理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取り扱いについて規定するかどうかは、学校法人の判断に委ねられること。  ただし、一定の手続により理事会又は評議員会の決議があったものとみなすなど、いずれかの決議を不要とするような規定は設けられず、いずれにせよ理事会の決議、評議員会の決議が必要であることに留意すること。 |
| 第８章 | 予算及び事業計画等 |  |  |
| （会計年度）  第５０条 | この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。 |  |  |
| （予算及び事業計画）  第５１条 | この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。 |  |  |
| （役員及び評議員の報酬）  第５２条 | 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。 | 【国のQAから抜粋】法第１００条  Ｑ１：評議員が無報酬である場合にも、報酬等の支給基準を定めなければならないのか。  Ａ１：評議員が無報酬である場合にも、その旨を報酬等の支給基準に記載しておく必要があります。  第１０７条  Ｑ１：報酬等の支給の基準について、内容に変更が無い場合であっても、毎会計年度毎に作成しなければならないのか。  Ａ１：内容に変更が無い場合にも、必要な手続きを踏んでいただき、報酬等の支給の基準の策定日を更新していただく必要があります。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （責任の免除）  第５３条 | 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第９２条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。  ２　理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。  ３　第１項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第９２条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には●月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。  ４　評議員の総数の１０分の１以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第１項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。  ※　１０分の１を下回る割合とすることも可能。  ５　第１項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。 | ※　本規定は私立学校法第９３条第１項に基づく責任の免除であり、私立学校法第９１条及び第９２条に基づく評議員会の決議による責任免除は、寄附行為に定めなくても可能。  ※　役員の責任の一部免除を行わない場合には、規定しない。  ※　異議申述期間は、１か月以上の期間としなければならない | （責任の一部免除）  第９２条　前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第８８条第１項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額（第９４条第１項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によって免除することができる。  （１）　賠償の責任を負う額  （２）　当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額  イ　理事長　６  ロ　理事長以外の理事であって、次に掲げるもの　４  （イ）　代表業務執行理事及び業務執行理事  （ロ）　当該学校法人の業務を執行した理事（（イ）に掲げる理事を除く。）  （ハ）　当該学校法人の職員である理事  ハ　理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事又は会計監査人　２  ２　前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。  （１） 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額  （２） 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠  （３） 責任を免除すべき理由及び免除額  ３～４　略 |
| （責任限定契約）  第５４条 | 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金●万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第９２条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。 | ※　役員と責任限定契約を締結しない場合には、規定しない。 |  |
| 第９章 | 資産及び会計 |  |  |
| （資産）  第５５条 | この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （資産の区分）  第５６条 | **※　収益事業を行わない場合**  　　この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。  ２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。  ３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。  ４　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。 | **※　収益事業を行う場合**  　　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。  ２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。  ３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。  ４　収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。  ５　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。 |  |
| （基本財産の処分の制限）  第５７条 | 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。 |  |  |
| （積立金の保管）  第５８条 | 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。 |  |  |
| （経費の支弁）  第５９条 | この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。 |  |  |
| （会計）  第６０条 | **※　収益事業を行わない場合**  　　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。 | **※　収益事業を行う場合**  　　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。  ２　この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。 |  |
| （予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）  第６１条 | 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （事業報告及び決算）  第６２条 | **※　収益事業を行わない場合**  　　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。  （１）　事業報告  （２）　事業報告の附属明細書  （３）　計算書類  （４）　計算書類の附属明細書  （５）　財産目録  ２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。 | **※　収益事業を行う場合**  　　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。  （１）　事業報告  （２）　事業報告の附属明細書  （３）　計算書類  （４）　計算書類の附属明細書  （５）　財産目録  ２　理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第５号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。  ３　収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。 |  |
| （財産目録等の備置き及び閲覧等）  第６３条 | **※　請求者の費用負担条項を定める場合**  　　この法人は、毎会計年度終了後３月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第３項及び第６９条第２号において同じ。）を作成しなければならない。  ２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。  ３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。  ４　前２項の規定により、これらの書類の謄本又は抄本の交付を受ける者は，別に定める財産目録謄本等交付規程により、当該交付に要する費用を負担しなければならない。 | **※　請求者の費用負担条項を定めない場合**  　　この法人は、毎会計年度終了後３月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第３項及び第６９条第２号において同じ。）を作成しなければならない。  ２　この法人は、前条第１項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。  ３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。 |  |
| （資産総額の変更登記）  第６４条 | この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３月以内に登記しなければならない。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１０章 | 寄附行為の変更 |  |  |
| （寄附行為の変更）  第６５条 | **※　寄附行為変更に評議員の決議を必要とする場合**  　　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第２３条第１項第１号から第３号まで及び第５号から第１５号に定める事項を除く寄附行為の変更にあっては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、宮城県知事の認可を受けなければならない。  ２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、宮城県知事に届け出なければならない。  ※　第１項のかっこ書きに記載の条文は、寄附行為第３７条第２項第６号において規定した内容と同じ内容とすること。 | **※　寄附行為変更に評議員の決議を必要としない場合**  　　この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、宮城県知事の認可を受けなければならない。  ２　前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、宮城県知事に届け出なければならない。 | （寄附行為の認可）  第２３条　学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。  （１）　目的  （２）　名称  （３）　その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第５４条第３項（同法第７０条第１項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）  （４）　事務所の所在地  （５）　理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項  （６）　理事会の招集その他理事会に関する事項  （７）　監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項  （８）　評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項  （９）　評議員会の招集その他評議員会に関する事項  （１０）　理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項  （１１）　会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項  （１２）　資産及び会計に関する事項  （１３）　収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項  （１４）　解散に関する事項  （１５）　寄附行為の変更に関する事項  （１６）　公告の方法  ２～４　略 |
| 第１１章 | 解散及び合併 |  |  |
| （解散）  第６６条 | **※　解散に評議員会の決議を必要とする場合**  この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。  （１）　理事会の決議及び評議員会の決議による決定  （２）　この法人の目的たる事業の成功の不能  （３）　合併  （４）　破産手続開始の決定  （５）　宮城県知事の解散命令  ２　前項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、宮城県知事の認可を受けなければならない。 | **※　解散に評議員会の決議を必要としない場合**  この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。  （１）　理事会の決議による決定  （２）　この法人の目的たる事業の成功の不能  （３）　合併  （４）　破産手続開始の決定  （５）　宮城県知事の解散命令  ２　理事会は、前項第１号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。  ３ 第１項第１号又は第２号に掲げる事由による解散は、宮城県知事の認可を受けなければならない。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （残余財産の帰属者）  第６７条 | **※　残余財産の帰属先に国等を追加しない場合**  　　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。 | **※　残余財産の帰属先に国等を追加する場合**  　　この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人、国、地方公共団体又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。 | ※　国は国立の学校、地方公共団体は公立の学校の運営を事業として行っていることから、改正私立学校法第２３条第３項に規定する「学校法人その他教育の事業を行う者」の教育の事業を行う者に含まれると解されるため、残余財産の帰属先として規定することができる。 |
| （合併）  第６８条 | **※　合併に評議員会決議を必要とする場合**  　　この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、宮城県知事の認可を受けなければならない。 | **※　合併に評議員会決議を必要としない場合**  　　この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、宮城県知事の認可を受けなければならない。 |  |
| 第１２章 | 補則 |  |  |
| （情報の公表）  第６９条 | **※　大学所轄学校法人等以外の学校法人**  この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表するよう努めるものとする。  （１）　寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容  （２）　計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容 | **※　大学所轄学校法人等**  この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。  （１）　寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容  （２）　計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき　これらの書類の内容 |  |
| （公告の方法）  第７０条 | **※　公告方法をホームページ掲載とする場合**  　　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。 | **※　公告方法を掲示板に掲載とする場合**  　　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。 |  |
| （施行細則）  第７１条 | この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 附則 |  |  |  |
|  | **※　令和７年の私立学校法改正の施行の場合**  １　令和●年●月●日に宮城県知事が認可したこの寄附行為は、令和７年４月１日から施行する。 | **※　法改正以外の一部改正の場合（施行日前に改正）**  １　令和●年●月●日に宮城県知事が認可したこの寄附行為は、令和●年●月●日から施行する。 | **※　法改正以外の一部改正の場合（施行日後に改正）**  １　令和●年●月●日に宮城県知事が認可したこの寄附行為は，令和●年●月●日から適用する。  **左記の法改正に関する施行を遡及する場合もこの規定を用いて改正することとなるが、改正法施行時点で寄附行為が改正されていない場合、法違反となるため、令和６年度中に寄附行為変更認可を受けておくこと。** |
|  | ２　この法人の設立当初の役員及び評議員は、次のとおりとする。  理事（理事長）　●●●●  理事　●●●●  理事　●●●●  理事　●●●●  理事　●●●●  監事　●●●●  監事　●●●● | ※　この附則は、新たに設立される学校法人が規定するものであり、既に設立されている学校法人の寄附行為の附則に、新たに設立時の評議員を追記する必要はない。 | **※　令和７年４月１日よりも前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和七年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合には、以下のように令和７年４月１日よりも前にまず一部の附則を施行する。**  **この規定を置くことが想定されるのは、令和６年度に入ってからに任期満了を迎える学校法人であるが、令和６年度中に重任を行った上で、他の経過措置を適用することも可能。ただし、令和７年３月31日任期の学校法人は以下を規定することが必要になると思われる。**  **１　この寄附行為は令和７年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の規定は、令和●年●月●日から施行する。**  **２ 令和●年●月●日に在任する役員又は評議員であって、令和７年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和７年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。** |
|  | ３　この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和７年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。 | ※　理事と評議員を兼任する者がいずれかの職を辞任する場合の経過措置のため、基本的にどの学校法人も必置の規定。 |  |
|  | **※　任期を定時評議員会まで伸長・短縮する場合**  ４　この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員の任期については、その終期を令和７年度〔又は令和８年度、令和９年度〕の定時評議員会の終結の時までとする。 | ※　経過措置により、任期を短縮又は伸長しない場合、第４項は不要  ※　〔　〕内は各法人の現在の任期の終了時期等から選択してよい。 |  |
|  | ５　この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第３１条、第４６条及び第６２条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和九年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。 | ※　改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終期について、任期の満了まで又は令和九年の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例  ※　第４項を規定し、任期を短縮又は伸長する場合、第５項は不要 |  |
|  | ６　前項の役員又は評議員の解任は、なお従前の例による。 | ※　法改正後に任期更新となる前項の理事又は評議員について、更新前の解任手続を従来の方法によることとする場合の、経過措置の例 |  |
|  | **※　評議員会で評議員を選任する場合**  ７　第３２条第１項第２号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢２５年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。 | **※　左記以外の場合**  ７　第３２条第１項第３号中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢２５年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。 | ※　私立学校法第６２条第３項第２号又は第３号の要件を満たす卒業生がいない場合において、必要に応じて規定する。 |